又は減額前の事業年度又は連結事業年度の(22)の金額	を	増額又は減額前の事業年度の(22)の金額	に、 納付した控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 ((21)欄又は(24)欄の合計) 納付したとみなされる控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 ((22)欄又は(27)欄の合計)

納付した控除対象外国法人税額 ((21)欄又は(24)欄の合計) 納付したとみなされる控除対象外国法人税額 ((22)欄又は(27)欄の合計)	を	人税額 法人税額	に、 減額された納付控除対象外国法人税額又は個別納付控除対象外国法人税額 ((25)欄の合計) 減額されたみなし納付控除対象外国法人税額又はみなし納付個別控除対象外国法人税額 ((28)欄の合計)

減額された納付控除対象外国法人税額 ((25)欄の合計) 減額されたみなし納付控除対象外国法人税額 ((28)欄の合計)	を	に改め、同表の記載要領第１号中「若しくは所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。(4)において「令和２年改正法」という。）第３条の規定による改正前の法人税法（次号(2)において「令和２年旧法」という。）第81条の15第１項から第３項まで（連結事業年度における外国税額の控除）の規定」及び「又は連結事業年度」を同じ、同号(2)を次のように改める。

(2)　令第142条の２第７項各号（第３号を除く。）若しくは第８項第５号又は第195条第５項各号に掲げる外国法人税の額

別表六(四)の記載要領第１号(3)中「又は令和２年旧令第155条の27第５項第２号に規定する」を「に掲げる」に改め、同号(4)を次のように改める。

(4)　外国法人から受ける剰余金の配当等の額（租税特別措置法第66条の８第１項、第３項、第７項若しくは第９項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）又は第66条の９の４第１項、第３項、第６項若しくは第８項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受けるものに限る。）に係る令第142条の２第８項各号（第５号を除く。）に掲げる外国法人税の額

別表六(四)の記載要領第１１号中「「控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額((⑺又は⒀)×35％と⒆のうち少ない金額)　⒇」」を「「控除対象外国法人税額(((⑺又は⒀)×35％)と⒆のうち少ない金額)　⒇」」に改め、同号(2)中「又は個別控除対象外国法人税の額（令和２年旧法第81条の15第１項に規定する個別控除対象外国法人税の額をいう。(2)において同じ。）」を同じ、「応じ」の次に「それぞれ」を加え、同号(2)イ中「又は平成15年３月31日以後に終了する連結事業年度」を同じ、「「((⑺又は⒀)×35％と」」を「「(((⑺又は⒀)×35％)と」」に改め、同号(2)ロ中「連結親法人事業年度（令和２年旧法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定による改正前の法人税法（ロにおいて「令和２年旧法」という。）」に改め、「をいう。ロにおいて同じ。）」を同じ、「控除対象外国法人税の額又は」の次に「令和２年旧法第81条の15第１項（連結事業年度における外国税額の控除）に規定する」を加え、「又は連結親法人事業年度が同日以後に開始する連結事業年度」を同じ。

別表六(四の二)の表を次のように改める。